

大分県報

令和四年
号外（六八）
九月三十日

（金曜日）

目次

病院局管理規程

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部改正……………一

大分県病院局職員就業規程の一部改正……………一

病院局訓令

大分県病院局臨時任用職員の管理に関する規程の一部改正……………一

大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………二

○病院局管理規程

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月三十日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第七号

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）を（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

令和四年九月三十日

大分県報号外（病院局管理規程・病院局訓令）

一

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

第十三条第二項第二号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）を（第六条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改める。

附則

この規程は、令和四年十月一日から施行する。

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月三十日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第八号

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十の項中「八週間を」を「二年を」に改める。

附則

この規程は、令和四年十月一日から施行する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第五号

大分県病院局臨時任用職員の管理に関する規程（平成二十年大分県病院局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

第十八条第一項中「の」を「その他の法令の」に改める。

本 局
病 院

別表第二の十の項中「八週間を」を「一年を」に改める。

第四号様式中「~~地方公務員共済組合~~」を「~~年金~~」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

大分県病院局訓令第六号

本 局
病 院

大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県病院局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

第二十五条第二項中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に、「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改める。

第二十八条中「健康保険」を「地方公務員共済組合」に改める。

別表第二の十の項中「八週間」を「一年」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。